

共生型サービス(共生型短期入所)とは

(静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課)

1 共生型サービスの概要

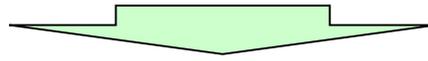
共生型サービスとは、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう片方の指定も受けやすくする制度です。

通常、介護保険事業所で障害福祉サービスを提供するためには、障害福祉事業所としての人員配置等の基準を満たす必要があります。しかし共生型サービスでは、介護保険若しくは障害福祉のいずれかの基準を満たしていれば、もう片方を共生型サービスとして指定を受けることができます。

例えば、介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けた場合、障害福祉サービスの提供が可能になります。

2 指定基準

共生型介護保険サービス事業所(共生型障害福祉サービス事業所)の人員配置基準と施設基準は、障害福祉事業所(介護保険事業所)として既に受けている指定の基準と同様です



指定を受けるに当たって、施設の改修や人員の増加は不要

3 指定の手続き

- (1) 介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けるとき
申請書、賃貸借契約書、登記簿の写し等の提出が必要です。
- (2) 障害福祉事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けるとき
設置認可申請書、事業開始届等の提出が必要です。

4 書類の提出先、問い合わせ先

- (1) 介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けるとき

区 分	書類の提出先、問い合わせ先
政令市に所在する事業所	政令市の障害福祉サービス指定担当課
政令市以外に所在する事業所	県福祉指導課障害指導班

- (2) 障害福祉事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けるとき

区 分	書類の提出先、問い合わせ先
政令市に所在する事業所	政令市の介護保険サービス指定担当課
政令市以外の市に所在する地域密着型サービス事業所	市の介護保険サービス指定担当課
町に所在する地域密着型サービス事業所	県福祉指導課介護指導班
政令市以外に所在するその他のサービスの事業所	県福祉指導課介護指導班

5 報酬等(介護老人福祉施設が共生型短期入所に取り組む場合)(令和6年12月1日時点)

(1) 基本報酬

区 分	単位数	備 考
共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)	784 単位	—
共生型短期入所(福祉型)サービス費(II)	240 単位	利用者が日中活動系サービスを併せて利用する場合
共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)	1,013 単位	看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める医療行為を必要とする状態である利用者に対し、支援を行う場合
共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(II)	471 単位	看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める医療行為を必要とする状態である利用者に対し、支援を行う場合であり、利用者が日中活動系サービスを併せて利用する場合

(2) 加算

区 分	単位数	備 考
福祉専門職員配置等加算(I)	15 単位	精神保健福祉士、社会福祉士等を一定割合以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合
福祉専門職員配置等加算(II)	10 単位	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合1日につき10単位を加算
共生型サービス医療的ケア児支援加算	400 単位	共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合(看護職員等を配置)

その他、障害福祉サービス等の報酬の短期入所に設けられている加算についても、要件を満たした場合算定することができます。

6 ふじのくに型福祉サービスとは

静岡県では、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる「ふじのくに型福祉サービス」を推進してきました。共生型サービスは「ふじのくに型福祉サービス」の一つとして位置づけています。